

# 建築物移動等円滑化基準チェックシート1 (共同住宅以外の建築物用)

平成22年3月改訂版

シート1 (共同住宅以外の建築物用)

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 政令第379号平成18年12月20日施行）

条例：建築物バリアフリーライン（高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成18年12月20日改正）

☆不特定多数の者 又は 主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設（移動等円滑化経路を含む） (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000m <sup>2</sup> 以上のもの			
建築物特定施設 条・条例付加規定	チェック欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和措置
廊下等 令11	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2 (視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	1	
階段 令12、条例6	1 手すりの設置(踊場を除く)		
	2 踊場に手すりの設置	2	
	3 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	4 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
	5 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	6 主たる階段は回り階段でないこと	3	
	7 けあげ18cm以下、踏面26cm以上	2	
	8 階段の幅 120cm以上	2	
	9 (視) 段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※6)を敷設	4	
傾斜路(屋内) 令13	1 勾配1/12を超える又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置		
	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	3 前後の廊下等と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
	4 (視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※6)を敷設	5	
便所(※1) 令14 条例7	1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		
	① 車いす使用者用便房(※7)を一以上設置		
	② 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を一以上設置		
	2 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置		
	3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
(※4) (※4)	4 ベビーチェア等を設けた便房を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)、便房及び便所の出入口にその旨表示		
	5 ベビーベッド等を設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)、便所の出入口にその旨表示		
浴室等(※2) 条例8	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2 次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		
	① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置		
	② 車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保		
	3 出入口の幅(開放時有効)85cm以上		
	4 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
ホテル客室 令15	1 ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を一以上設置		
	2 車いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの	6	
	① 便所内に車いす使用者用便房を設置		
	② 車いす使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅(開放時有効)80cm以上		
	③ 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	3 車いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	7	
	① 車いす使用者等が円滑に利用できる構造(※8)		
	② 出入口幅(開放時有効)80cm以上		
	③ 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
敷地内通路 (屋外) 令16	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2 段がある部分は次に掲げるもの		
	① 手すりの設置		
	② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
	③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	3 傾斜路は次に掲げるもの		
	① 勾配1/12を超える又は高さ16cmを超える、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置		
駐車場(※3) 令17 条例9	② 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
	1 次に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置		
	① 幅 350cm以上		
案内設備 令20	② 車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置		
	2 車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置		
	③ 案内所の設置(①、②の代替措置)		
案内設備まで の経路 令21	1 (視) 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の一以上一次の視覚障害者移動等円滑化経路		
	① 線状ブロック、点状ブロック等(※6)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	9	
	② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設		
	③ 段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	10	

移動等円滑化経路とは? (令第18条第1項) (条例第10条第2項)	1 道等から利用居室までの経路一部の建築物(☆☆)を除き、地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の移動経路も対象) 2 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便房までの経路 3 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路 4 道等から一方の公共交通歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路(当該公共交通歩廊又は敷地にある部分のみ)		
移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設(移動等円滑化経路に追加される基準) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000m <sup>2</sup> 以上のもの			
建築物特定施設 条・条例付加規定	チェック欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和措置
段差の禁止 令18②一	1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く		
出入口 令18②二	1 幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)		
条例10①一	2 直接地上に通じる出入口の幅(開放時有効)100cm以上		
廊下等 令18②三	3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
条例10①二 (※5)	4 (視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設		11
傾斜路(屋内) 令18④四	5 授乳及びおむつ交換のできる場所を設置		12
エレベーター 及び 乗降ロビー 令18②五	1 利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること		
条例10①四	2 かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5000m <sup>2</sup> を超える場合は90cm以上)		
エレベーター 及び 乗降ロビー 令18②五	3 かごの奥行き 135cm以上		
条例10①四	4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		
敷地内通路 (屋外) 令18②七	5 かご内及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置		
条例10①五	6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置		
乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		
1 (特) かごの幅 140cm以上	8 (特) かごの幅 140cm以上		
10 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	9 (特) かごの奥行き 135cm以上		13
11 (視) かご内及び乗降ロビーの制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置等(※10))は、点字等(※12)で視覚障害者が円滑に操作可能な構造	10 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		13
12 (視) かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	11 (視) かご内及び乗降ロビーの制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置等(※10))は、点字等(※12)で視覚障害者が円滑に操作可能な構造		13
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18②六	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

- ※5 対象となる用途と規模は限定 詳細は、建築物バリアフリー条例第10条第1項第二号ハ及び別表第3を参照
- ※6 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※7 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- ※8 国交省告示第1495号(浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造)
- ※9 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
- ※10 令第18条第2項五(2)(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る)
- ※11 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- ※12 国交省告示第1493号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- 緩和措置**
- 1 国交省告示第1497号第1 (①勾配1/20以上②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車駐車施設内)
- 2 建築物バリアフリー条例第6条第2項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外)建築基準法施行令第25条にも階段の手すりの設置規定あり)
- 3 バリアフリー令第12条第6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)
- 4 国交省告示第1497号第2 (①自動車駐車施設内②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合)
- 5 国交省告示第1497号第3 (①②③、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合)
- 6 バリアフリー令第15条第2項1号(同一階に不特定多数の者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合)
- 7 バリアフリー令第15条第2項2号(不特定多数の者が利用する車いす使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合)
- 8 バリアフリー令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 9 国交省告示第1497号第4(①、②案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)
- 10 国交省告示第1497号第5(①②、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等)
- 11 建築物バリアフリー条例第10条第1項第2号(①自動車駐車施設内②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を來す場合)
- 12 建築物バリアフリー条例第10条第1項第2号(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合)
- 13 国交省告示第1494号(自動車駐車施設内に設けるもの)

☆ 令第23条・条例第13条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象

☆☆ バリアフリー条例第10条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗)

※1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合

※2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合

※3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合

※4 対象となる用途と規模は限定 詳細は、建築物バリアフリー条例第7条第2項第一、二号及び別表第2を参照